

企業設立所要日数の更なる短縮に関する意見

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2018年5月17日に「企業設立所要日数の更なる短縮に関する意見」（中国語名「关于进一步压缩企业开办时间的意见」、以下「意見」）を発表した。
- 世界銀行が発表したビジネス環境ランキング（DOING BUSINESS 2018）によれば、中国の「企業設立所要日数」は、現時点で22.9営業日であり、2004年（46営業日）から半減したが、米国（5.6営業日）や日本（12.2営業日）を上回る水準にある。こうした格差を縮小させるために、2019年6月末を目途に「企業設立所要日数」をOECD加盟国の平均水準にまで短縮するとの目標が設定されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、2018年末までに直轄市・計画単列市（日本の政令指定都市に相当する）・副省級市・省都で、2019年6月末までには全国で「企業設立所要日数」を8.5営業日に短縮するとの目標が設定された。目標達成のために5つの主要任務（措置）も示された。それは、①「一カ所の窓口で受理し、並行的に処理する」方式の推進によるプロセスの再構築（「インターネット+」環境の下での地域・分野・業界を跨いだ電子営業許可証の応用の積極的な推進等）、②企業登記プロセスの簡素化と利便性向上（社名事前認可制度の廃止、企業登記全プロセス電子化の推進、ペーパーレス化・スマート化の促進等）、③「多証合一」への社印届出の組み入れ（社印製作企業の指名や公安当局への社印届出要求の厳禁等）、④新設企業の領収書申請プロセスの最適化と申請日数の短縮（「2日以内」に短縮すること等）、⑤企業の社会保険登記業務のプロセス最適化による保険加入者登記サービスの効率性向上（社会保険登記証書の定期的な認証・更新制度の廃止、統一社会信用コードによる登記管理の普及促進等）、である。
- 「意見」では、上述の主要任務（措置）を遂行するための「組織的保障と責任の明確化」に関する取り組みも盛り込まれた。具体的には、関係官庁の役割分担と官庁間の協力強化、標準体系の統一と法に基づく評価の実施、宣伝・トレーニングの強化による行政サービスの質的向上、監督・検査の強化と通報・問責メカニズムの確立、等が挙げられた。

【構成(概要)】

「企業設立所要日数の更なる短縮に関する意見」

(国弁発[2018]32号)

成立日：2018年5月14日、発表日：2018年5月17日

1. 全体方針・目標：2018年の「政府活動報告」に基づき、「放管服」改革（「権限委譲と行政の簡素化・規制緩和と管理強化・行政サービスの最適化」の深化を図るために、「効率が低く手続きが煩雑で時間がかかる」といった問題の解決に重点を置いて、関係官庁の責任の明確化、行政サービスの効率化と透明性向上、制度に起因する取引コストの更なる削減等を通じて「大衆創業・万衆創新」（国民の起業・革新）の意欲向上を図るとの全体方針の下、2018年末までに直轄市・計画単列市（日本の政令指定都市に相当する）・副省級市・省都で、2019年6月末までには全国で、「企業設立所要日数」を8.5営業日に短縮するとの目標を設定する。
2. 主要任務（措置）：①「一カ所の窓口で受理し、並行的に処理する」方式の推進によるプロセスの再構築（「インターネット+」環境の下での地域・分野・業界を跨いだ電子営業許可証の応用の積極的な推進等）、②企業登記プロセスの簡素化と利便性向上（社名事前認可制度の廃止、企業登記全プロセス電子化の推進、ペーパーレス化・スマート化の促進等）、③「多証合一」への社印届出の組み入れ（社印製作企業の指名や公安当局への社印届出要求の厳禁等）、④新設企業の領収書申請プロセスの最適化と申請日数の短縮（「2日以内」に短縮すること等）、⑤企業の社会保険登記業務のプロセス最適化による保険加入者登記サービスの効率性向上（社会保険登記証の定期的な認証・更新制度の廃止、統一社会信用コードによる登記管理の普及促進等）。
3. 組織的保障と責任の明確化：①責任の明確化と全体的推進（国家市場監督管理総局が「企業設立所要日数の短縮」の取り纏め役とし、公安部門が「社印製作の効率化」、税務部門が「領収書申請日数の短縮」、人的資源・社会保障部門が「社会保険登記手続きの簡素化」を担当し、関係官庁間の協力を強化すること等）、②標準体系の統一と法に基づく評価の実施（国家発展改革委員会と国家統計局が全国統一の標準でビジネス環境を評価する体系を構築すること等）、③宣伝・トレーニングの強化による行政サービスの質的向上（インターネット上のスマート・コンサルティング、ホットラインによる電話相談等による行政サービスの改善等）、④監督・検査の強化と通報・問責メカニズムの確立（規制緩和と管理強化の同時推進や途中・事後監督管理の強化等による市場環境の改善、実施状況の検査・追跡の実施、問責制度の導入による責任追及の強化等）。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/17/content_5291643.htm

から入手可能（2018年6月20日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。